

前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

1 改正理由

前橋市などの組織改編に伴い、本協議会の委員の役職名を変更しようとするものです。

2 改正内容

前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱の別表中「前橋市 未来創造部長」を「前橋市 まちづくり推進担当部長」に、「前橋商工会議所 まちづくり専門委員会 交通政策小委員会 委員長」を「前橋商工会議所 まちづくり専門委員会 副委員長」に改めます。

3 改正日

令和6年6月3日

4 前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱別表(案)

別紙のとおり

前橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱別表（案）

No	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項		道路運送法施行規則第4条の2		委員		
1	1号	計画策定団体	1項	市町村	前橋市 まちづくり推進担当部長		
2			1号		前橋市 都市計画部長		
3	2号	公共交通事業者	1項	事業者団体	一般社団法人群馬県バス協会 前橋高崎地区乗合部会長		
4			2号		前橋地区タクシー協議会 会長		
5			交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 企画総務部 経営戦略ユニット（ユニットリーダー）			
6					上毛電気鉄道株式会社 取締役社長		
7					2項	道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所長
8							群馬県 前橋土木事務所 所長
9	前橋市 道路管理課長						
10	3号	公安委員会	警察	前橋警察署 地域交通官			
11				前橋東警察署 交通課長			
12	4号	地域公共交通の利用者	1項	住民又は旅客	住民代表（3名）		
13			3号		自治会連合会 会長		
14		その他	1項	地方運輸局	国土交通省 関東運輸局 群馬運輸支局 首席運輸企画専門官		
15					国土交通省 関東運輸局 交通政策部 交通企画課 課長		
16			1項	運輸者団体	全国交通運輸労働組総連合 群馬県支部 副委員長		
17			2項	学識経験者	前橋工科大学教授（2名）		
18		その他	2号	その他	国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課 課長		
19					群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 課長		
20					群馬県 県土整備部 都市計画課 課長		
21					前橋商工会議所 まちづくり専門委員会 副委員長		